（在職しなかった期間等がある職員の給与改定特例法附則第六条第一項第一号の月数の算定）

第二条　給与改定特例法附則第六条第一項第一号の人事院規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一　職員として在職しなかった期間（施行日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成二十三年四月一日から施行日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、施行日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のもの及び施行日から平成二十四年六月一日（同月に支給する期末手当について給与法第十九条の四第一項後段又は第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の職員（以下この号において「再採用職員」という。）の施行日まで引き続いて在職した期間を含み、平成二十三年四月から施行日の属する月の前月までの間の月の中途において、前条第一項第二号又は第四号に掲げる者（以下「特別職国家公務員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち特別職国家公務員等として勤務した期間（再採用職員の当該期間を除く。以下この条において「特定特別職国家公務員等期間」という。）を除く。）

二　休職期間（法第七十九条の規定により休職にされていた期間（俸給の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（派遣法第二条第一項の規定により派遣されていた期間（俸給の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（育児休業法第三条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）、交流派遣期間（官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされていた期間をいう。）、法科大学院派遣期間（法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣されていた期間をいう。）若しくは自己啓発等休業期間（自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれらに相当する期間

三　停職期間（法第八十二条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれに相当する期間

四　給与法附則第六項、育児休業法第二十六条第二項、勤務時間法第二十条第三項、法科大学院派遣法第七条第二項若しくは規則一七―二（職員団体のための職員の行為）第六条第七項の規定により給与を減額された期間若しくは法第百三条の規定による承認若しくは法第百四条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれらに相当する期間

五　給与法第十五条の規定により給与を減額された期間又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれに相当する期間

六　減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれに相当する期間

2　給与改定特例法附則第六条第一項第一号の人事院規則で定める月数は、平成二十三年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一　前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された俸給の額（特定特別職国家公務員等期間のある月にあっては、俸給及びこれに相当する給与の額の合計額）が給与改定特例法附則第六条第一項第一号に規定する合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額（第五条において「附則第六条第一項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（給与改定特例法附則第六条第一項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第三条　給与改定特例法附則第六条第一項第二号に規定する平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者から除かれる者に係る人事院規則で定める者は、同日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

2　給与改定特例法附則第六条第一項第二号に規定する平成二十三年十二月一日において減額改定対象職員であった者から除かれる者に係る人事院規則で定める者は、同日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（特別職国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第四条　給与改定特例法附則第六条第二項及び同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の人事院規則で定める者は、特別職国家公務員等とする。

2　給与改定特例法附則第六条第二項の人事院規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3　給与改定特例法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の権衡を考慮して人事院規則で定める額は、特別職国家公務員等に係る給与に関する法律又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、特別職国家公務員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第五条　附則第六条第一項第一号基礎額又は給与改定特例法附則第六条第一項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第六条　この規則に定めるもののほか、平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）に基づき、平成二十四年四月一日における号俸の調整に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一三二

平成二十四年四月一日における号俸の調整

（平成二十四年四月一日において号俸の調整を行う職員）

第一条　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下「給与改定特例法」という。）附則第八条第一項の人事院規則で定める年齢は、三十六歳とする。